

京都府丹後地区絹織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市、与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{こし}越につき、金額欄に掲げる金額

品 目		織機の規格		品目の規格	金 額
		織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後 染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	250円
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）				340円
正絹着尺					600円
先 染	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両八丁以下)	ドビー又は ジャカード	/	1,586円
		小幅力織機 (両十丁以上)			2,000円

5 効力発生の日 平成 26 年 10 月 1 日